

○「手引き」の編集・印刷を出版社に外注したいと考えております。

なお、原稿は全て受託事業者が用意いたします。

このことは「募集要項4. 参加者資格」内の 複数の企業・団体等での共同による企画提案に該当するのでしょうか？

もし該当するのであれば

募集ページ中の「FAQ040803.pdf の上から3つ目の○に対する回答に記載されている

「募集要項4 参加者資格に記載のとおり、複数の企業・団体等での共同による企画提案も可能です。その場合は共同提案する企業・団体等について指定します書類をご提出願います。」

のうち、

1. 県がいう「指定します書類」とは、どのような書類でしょうか。  
データで共有いただける書類なのでしょうか。
2. 当該書類は、作成に時間を要するものでしょうか。

回答 本事業の委託契約では、委託業務のうち、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委託することはできません。その他の業務についても県への事前承認が必要になります。再委託の事前承認の可否は現時点では回答できません。

なお、あらかじめ外注することがわかっている場合に、当該外注先との共同による企画提案を行うことは可能です。

「指定します書類」とは、「募集要項9 提出書類の4 団体概要書及び添付資料」のことです。